

# 習志野市グリーン購入調達方針

## はじめに

気候変動による異常気象が市民の生活や経済等に与える影響がますます深刻化するなか、世界共通の目標として、平成 27（2015）年に SDGs（持続可能な開発目標）とパリ協定（長期削減目標）が採択された。その後、令和 3（2021）年には日本政府が「2050 年カーボンニュートラル宣言」を表明し、令和 4 年 6 月 7 日には習志野市においても温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ習志野」を表明した。

今日の私たちが直面している地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続可能な循環型社会に変革していくことが必要不可欠である。

市の事業者・消費者としての経済活動や、それに伴い環境に与える影響は大きいことから、物品やサービスを購入する際にその必要性を十分に考え、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して調達する「グリーン購入」に率先して取り組む姿勢が求められる。

習志野市ではグリーン購入を推進し、持続可能な循環型社会の実現に資するため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第 10 条に基づき「習志野市グリーン購入調達方針」を定める。

## 1 目的

グリーン購入を推進することで、本市のあらゆる事務事業から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的とする。

## 2 対象範囲

市のすべての機関が行う物品又はサービスの調達とする。ただし、指定管理者施設については、方針の主旨を踏まえ、グリーン購入の推進に努めるものとする。

## 3. 基本的考え方

物品等の調達に当たっては、調達の必要性和適正な調達数量について検討を行い、業務上やむを得ない理由がある場合を除き、以下の基本的な考え方に則り、調達するものとする。

- （1）環境汚染物質の使用や放出が削減されていること。
- （2）資源やエネルギーの消費量が削減されていること。
- （3）長期間の使用や再使用が可能であること。
- （4）有効なリサイクルが可能であること。
- （5）廃棄時の処理・処分が容易になるような配慮がなされていること。

## 4. 対象品目及び判断基準

習志野市におけるグリーン購入の対象品目及びその判断基準については「別記 習志野市グリーン購入調達ガイドライン」で定め、必要に応じて見直しを行う。

## 5. 適用時期

本方針は令和 5 年 4 月 1 日から適用とする。